

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 5 号

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則

上尾市立公民館管理規則（昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 3 項中「上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書」を「上尾市立公民館利用団体登録・変更・更新申請書」に、「添付して、」を「添えて、主に利用する公民館を経由して、」に改め、同条を第 3 条とし、第 4 条の 2 を第 4 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、「利用申請書」の次に「及び利用変更申請書」を加え、「前日まで」の次に「の間における受付日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに休館日以外の日をいう。第 8 条第 2 項において同じ。）の午前 9 時から午後 5 時まで」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定による利用の許可に係る事項の変更の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うものとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館を利用することができないとき。

(2) その他特別の事情があると教育委員会が認めたとき。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による使用料の納付は、受付日の午前 9 時から午後 5 時までに、これを行うものとする。ただし、第 5 条第 1 項の規定による利用の許可に係る使用料の納付にあつては、受付日の開館時間にこれを行うことができる。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

上尾市立公民館利用団体登録・変更・更新申請書

年 月 日

(宛先)
上尾市教育委員会

団体名
申請者 氏名
住所

上尾市立公民館利用登録団体として（登録をしたい
登録を変更したい
登録を更新したい）ので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな	活動 内容		
代表者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
連絡先 (代表者と 異なる場合)	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
主に利用する 公民館	公民館	会員数	人(市内 人 ・ 市外 人)	
会員募集	随 時 ・ な し ・ その他 ()			
入会条件	な し ・ 市内在住か在勤、在学 ・ その他 ()			
主な活動日 活動時間	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ その他 ()			
	午前 ・ 午後 ・ 夜間			
会 費	年額 ・ 月額 円		その他 ()	
団体の活動を 指導する者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()	謝礼の有無 及びその金額	な し ・ 円	

(添付書類) 1 上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第2号様式)
2 会則その他団体の性格、内容等を把握することができる資料
※ 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）を御提示ください。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

第 4 号様式中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に、「運転免許証、保険証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市立公民館管理規則（以下「旧規則」という。）第 1 号様式、第 2 号様式及び第 4 号様式による書類は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市立公民館管理規則（以下「新規則」という。）第 1 号様式、第 2 号様式及び第 4 号様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則第 3 号様式による書類は、新規則第 3 号様式によるものとみなす。